サブプライム・ローン危機における公正価値会計と 自己資本比率規制

Fair Value Accounting and Capital Adequacy Requirements in Subprime Loan Crisis

植 田 玉 青 Tamao Ueda

要 約

本稿では、世界経済に大きな影響を与えたサブプライム・ローン問題に端を発する金融危機の中で公正価値会計に対する批判が高まったことについて、銀行の自己資本比率規制に焦点を当てて検討している。

金融市場の混乱は、公正価値会計から取得原価会計に回帰する根拠にならず、むしろ、取得原価会計の適用によってリスクが表面化しないことで、更に事態が悪化するおそれもある。

対処しなければならない問題は、公正価値の測定の正確性や信頼性をどのように確保するのか、また、金融システムの安定性の確保の観点から規制・監督と政策上の対策をどのようにするべきかである。本稿では、これらの問題について、俯瞰的な見地から議論することとする。

キーワード:公正価値会計、自己資本比率規制、プロシクリカリティ

1. はじめに

アメリカのサブプライム・ローン問題を発端と した金融危機は、日本経済にも大きな影響を与え た。この中で、公正価値会計に疑問を投げ掛ける 向きがあり、公正価値会計が金融商品に適用され ていることで金融危機が深刻化したとの意見も あった。

そこで、本稿では、金融商品を多く保有し、公 正価値会計の影響を受けやすい銀行に焦点を当て ながら、公正価値会計を金融商品に適用するべき 根拠や金融危機への対応はどのように行うべきな のかということを考察する。

次節では、銀行の機能とファイナンス型会計理 論の関係について述べる。銀行の機能で重要かつ 会計と関係が深いものはリスク管理である。とい うのは、金融財を対象とした会計理論であるファ イナンス型会計理論で情報開示の柱となるのはリ スク・エクスポージャーであるためである。

また、金融危機の際に金融商品を多く保有する 銀行において何が問題となるのか、その問題に対 してどのような対応が可能なのかということにつ いて述べることとする。ここで重要なのは、公正 価値会計自体に原因があるとして取得原価会計に 回帰するというのは誤りであるという点である。 つまり、公正価値会計に内在する問題に対応する ことと規制・監督や政策上の対策という観点が必 要ということである。

2. 銀行における公正価値会計の重要性

2.1. 銀行の機能

銀行は、マクロ経済レベルでは決済システムに参加するとともに家計部門などの資金剰余主体の資金を用いて資金不足主体である公的部門や金融業以外の企業に資金調達を行い、ミクロ経済レベルではインターバンク市場を通じて相互に資金調達を行う金融仲介機関である¹。

銀行の機能には、決済システムへのアクセスの 提供、資産の変換、リスク管理、及びモニタリン グと情報の処理の4つがある²。

1つ目の決済システムへのアクセスの提供は、 金銭の授受を通じて取引に関与する財やサービス を受け取った支払人の債務を受取人に対して清算

¹ Dewatripont and Tirole (1994), p.13.

² Freixas and Rochet (1997), pp.2-7.

する行為である。取引コストが存在する世界では、財やサービスを他の財やサービスと交換するよりも金銭と交換した方が効率的であることから、それ自体に価値のある商品貨幣から現在のような名目貨幣へと発展を遂げてきた。この名目貨幣を管理するために、異なる通貨の交換を行う両替業務と決済サービスという伝統的な銀行業務が行われるようになった。

2つ目の資産の変換には、貨幣単位に関する利 便性の提供、質の変換、及び満期の変換がある。 貨幣単位に関する利便性の提供とは、顧客にとっ て利便性の高い方法で預金や貸付の単位の大きさ を銀行が選択することである。具体的には、小規 模な預金を収集することから発生する収益を大規 模な貸付として投資するということで、金融仲介 機関の存在意義そのものともいえるであろう。

質の変換とは、貸付のポートフォリオを売却あるいは証券化した場合に比べてリスク・リターン特性がより優れた債権を発行することをいう。小規模な投資家がポートフォリオを分散させることができない場合や銀行が預金者より多くの情報を有している(つまり情報の非対称性が存在する)場合に、質の変換を行う必要性が生じる。

満期の変換とは、預金者に提供される短期の有価証券について、借手が望むような長期の有価証券に変換することであり、この機能によって銀行の資産が非流動的になるため、必然的にリスクが発生する。しかし、インターバンク市場での貸付やスワップや先物などのデリバティブを用いることで、そのようなリスクを抑制することができる。

3つ目のリスクの管理は、貸付リスクの見積り、金利及び流動性リスクの管理、及びオフ・バランス業務で構成される。貸付リスクの見積りは、銀行がリスク回避的であることと借手によるモラル・ハザードが生じる可能性があることから必要であることは言うまでもない。

金利及び流動性のリスクの管理は、前述した資産の変換に伴うリスクを管理することである。具体的には、満期の変換を行ったり、非流動的な貸付で保証する流動的な預金を引き受けたりする場合、短期の利子率によって決定される資金調達のコストが貸付の利子率で決定される金利収入を上回る可能性があるため、満期の相違から発生する

金利リスクと債権の市場性の相違から発生する流 動性リスクの双方を管理するというものである。

オフ・バランス業務とは、有価証券の斡旋販売などの貸付以外の金融サービス、スタンバイ信用状(銀行自らが貸付を行うのではなく、第三者が貸付を行う際に銀行が発行する保証書)の発行などの将来及び条件付貸付といったものを指す。このような業務は、純粋な負債あるいは資産に対応しているものではなく、確率的なキャッシュ・フローを生み出すに過ぎないため、オフ・バランスとして扱われている。手数料収入を増やし、レバレッジを減らしたいと考える銀行にとってはメリットがある一方で、規制や税を回避する手段としても利用されるおそれもある。

4つ目のモニタリングと情報の処理とは、銀行が情報関連技術に投資することで、様々な貸付需要を審査し、プロジェクトをモニタリングできるようにすることであり、借手に関する不完全情報から生じるモラル・ハザードなどの問題を緩和するために必要である。銀行貸付を行う際には、金融市場における有価証券の発行とは異なり、企業と長期的な関係を構築しなければならない。

以上で銀行の機能について述べたが、リスク管理は銀行にとって不可欠な業務であるとともに公正価値会計との関係が深いといえる。そこで、リスク管理と公正価値会計の関係についてみるため、次にファイナンス型会計理論について述べる。

2.2. ファイナンス型会計理論の妥当性

現代の世界の経済基盤は、産業経済から金融経済、さらには知識創造経済へと展開しつつある³。武田(2007)で述べられているように、これらが同時に併存しているのが現代の市場経済といえる⁴。産業経済では有形財、金融経済では金融財、また、知識創造経済では無形財(ブランド、特許、技術等)が中心となっており、それぞれの経済基盤において妥当な会計の考え方が異なってくる。

知識創造経済に関しては本稿の対象ではないた め割愛し、産業経済、ひいては物財にとって妥当 な会計理論(以下、プロダクト型会計理論とい

³ 古賀 (2009), 615頁。

⁴ 武田 (2007), 152頁。

う。)と比較しながら、金融経済、ひいては金融 財にとって妥当な会計理論(以下、ファイナンス 型会計理論という)について述べることとする。

まず、それぞれの経済における金融財の位置付けであるが、産業経済においては「生産準備手段」としての固定資産とその上を「販売」方向へと「流れる物質」としての棚卸資産の間の潤滑油の役割を果たしているのが金融資産ないし金融負債(売掛債権や買掛債権など)である一方、金融経済においては、金融資産が固定資産や棚卸資産の非金融資産と並んで独自の地位を占めている5。

取引市場の特性の相違として、産業経済は安定性、つまり市場のスタビリティ(安定性)と価格のリアライゼーション(実現性)がその柱となっているが、金融経済は変動性、つまりボラティリティ(変動性)とフィージビリティ(即時決済可能性)がその柱となっていることが挙げられる⁶。

このような特性の相違から、それぞれの経済における会計理論のあり方も必然的に異なるものとなる。産業経済においては、売上原価と売上高との対応原則が支配的な原則をなし、生産物が現金等に転換されて価値増殖が確実かつ客観的になる「実現」時点において始めて認識されるという原価・実現アプローチが中心的な考え方となる⁷。

また、産業経済での投資者は、製造業という長期存続型企業への投資リターンを狙って行動することから、長期的な観点を有しており、利益の期間的適正配分と株式の保有によるキャピタル・ゲインを獲得することを目的としている⁸。したがって、プロダクト型会計理論における利益計算の目的は、責任の遂行、利害調整、及び操業活動の業績評価であり、分配可能利益の算定が課題となるが、この場合の利益決定アプローチは「取引」というフローを重視した収益費用アプローチに焦点が当てられることになるため、資産の評価基準として取得原価が適用されるということになる⁹。

このような会計理論は、企業活動が国内に限定され、国内の資本市場から必要な資金を調達して 生産活動を行うことを前提にしていたが、企業活動がグローバル化したことと資金調達の場が世界 規模で拡大したことで会計理論もその変化に対応する必要に迫られるようになった¹⁰。企業が直面するリスクが増大し、変動し続ける市場価額に伴うリスクの管理が適切に行われているか否かの価値判断の尺度が重視されるようになり、時価評価を評価基準とする会計理論(ファイナンス型会計理論)が必要となった。

ファイナンス型会計理論が適用される金融財には、先述したように市場特性としてボラティリティとフィージビリティが存在し、1つの金融資産が1つの投資実体として採算点において即時的に清算されるという性質がある¹¹。このような金融資産への投資者は、即時決済型の短期利潤の最大化を目標とすることとなるため、ファイナンス型会計理論においては、「リスク・エクスポージャーに対する状況の説明」、つまり、市場のボラティリティを表現するための「時価評価」とボラティリティの結果としての「評価損益」を開示する必要性が生じるのである¹²。

以上,ファイナンス型会計理論について,プロダクト型会計理論との比較をすることでその特性について述べてきた。金融商品に公正価値会計を適用する妥当性は,理論的に支持されるものであるといえる。金融商品を多く保有する銀行は,抱えるリスクも必然的に多くなるため,業務としてはリスク管理が,財務報告においてはリスクに関連した情報,つまり公正価値(時価)情報が重要となるのである。

しかし、サブプライム・ローン問題に端を発する金融危機のさなかで、公正価値会計そのものに対する批判が高まった。どのような点が批判されたのか、その批判は妥当なものなのか、また、問題に対処するためにはどのようにすれば良いかについて、次に考察する。

3. 公正価値会計と自己資本比率規制

3.1. 公正価値会計に内在する問題

公正価値とは、独立第三者間取引で成立すると 考えられる価格の見積額であり、市場価値(客観 価値)と使用価値(主観価値)を包摂する¹³。市

⁵ 武田 (2001), 7頁。

⁶ 武田 (2008), 483頁。

⁷ 古賀(2003), 4頁。

⁸ 武田 (2001), 9頁。

⁹ 古賀 (2009), 5頁。

¹⁰ 武田 (2001), 5-6頁。

¹¹ 武田 (2007), 147頁。

¹² 武田 (2001), 9頁。

¹³ 古賀 (2003), 21頁。

場が不完全で流動性が低い、あるいは市場がほとんど整備されていない場合に、後者の主観価値、つまり現在価値に依存せざるを得なくなることから、経営者による恣意的な測定の問題が発生する¹⁴。つまり、割引現在価値の計算に際してリスクの見積もりを行うことで評価リスクを伴うこととなるため、金融商品の評価方法の整備・充実と評価に係る諸仮定の開示をより促進するという対応が必要となる。

金融危機の際に議論される公正価値会計に対する批判として多いのは、前者の市場価値に関するものと考えられる。Laux and Leuz(2009)が指摘しているように、次のような点で公正価値会計がプロシクリカリティ(景気循環増幅効果)の問題を引き起こすとして批判される¹⁵。

一つは、公正価値会計のもとでは、好況の場合、銀行にとってはレバレッジを増加させることができる一方で、景気後退局面では金融システムを脆弱にして金融危機がさらに深刻になるが、取得原価会計では評価益という「隠れた」準備金が発生するためにそのような問題が生じないというもの、いま一つは、公正価値会計の適用が原因で、銀行がファンダメンタルの価値よりも低い価格で資産を売却することで金融市場の混乱を引き起こすというものである。

しかし、これらの批判は、それぞれ、取得原価会計の特性及び規制上の取り扱いを考えることで、妥当なものではないと判断することができる¹⁶。前者に関しては、先述したように、金融商品に公正価値会計を適用することでリスク・エクスポージャーの状況に関する情報開示を行うことができるが、取得原価会計の下ではリスクを開示するという観点がなく、金融危機の際には更に事態を悪化させる可能性があることから、的を射た議論とはいえない。

後者に関しては、公正価値会計自体の問題ではなく、銀行に対する規制や監督、あるいは政策が関連する問題である。というのは、銀行は規制の下にあることから、規制が銀行のあらゆる行動に影響を与えるということは明らかで、とりわけ自己資本比率規制が及ぼす影響というのは無視でき

14 古賀 (2009), 7頁。

ないためである。

そこで、次に、まず現行の自己資本比率規制について概観し、その後に自己資本比率規制のプロシクリカリティに関する問題を取り上げ、この問題に対処するためにどのようなことがなされているのか見ることとする。

3.2. 現行の自己資本比率規制

現在の自己資本比率規制は、2007年3月末から 導入された、いわゆる「バーゼルII」に基づいた ものである。このバーゼルIIは、最低自己資本比 率、監督上の検証プロセス、及び市場規律の3つ の柱(pillar)から構成されており、これらは相 互に補完する関係にある 17 。

まず,第一の柱である最低自己資本比率について述べる。次式で算定される自己資本比率について,海外営業拠点(海外支店または海外現地法人)を有する銀行は8%以上,海外営業拠点を有しない銀行については4%以上に維持しなければならないとされる。

自己資本比率= 自己資本(基本的項目+補完的項目+準輔完的項目 - 控除項目) リスク資産

紙幅の関係上,詳細な説明は割愛するが,バーゼルIからの変更点及び海外営業拠点を有する銀行に適用される基準(国際統一基準)と海外営業拠点を有しない銀行に適用される基準(国内基準)の相違について述べておく。

まず、バーゼルIからの大きな変更点として、分母のリスク資産に関し、信用リスク資産の算定の際に「標準的手法」、「基礎的内部格付手法」、及び「先進的内部格付手法」の3つの方法からの選択が可能となったこと、オペレーショナル・リスク(事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク)の導入とその算定の際に「基礎的手法」、「粗利益配分手法」、及び「先進的計測手法」の3つの方法からの選択が可能となったことが挙げられる。これらの変更は、銀行が自らの内部管理手法に応じて方法を選択し、より実態に即した規制上の自己資本比率の算定を意図している。

¹⁵ Laux and Leuz (2009), p.829.

¹⁶ Ibid., pp.829-830.

¹⁷ なお、バーゼル II については Basel Committee on Banking Supervision (2004) (ただし、2005年と2006年 に改訂版が公表されている。) に、日本の国内対応については銀行経理問題研究会 (2008) の第10章で詳細に述べられており、ここではこれらを参照している。

また、国際統一基準と国内基準の相違については、大きくは次の2点が挙げられる。一つは、自己資本比率の分子の補完的項目(Tier 2)の取り扱いについて、その他有価証券の評価益が国際統一基準では算入可であるが国内基準では算入不可であるということ、一般貸倒引当金の算入の上限が国際統一基準では分母の1.25%であるが国内基準では分母の0.625%であるということが異なる点である。

いま一つは、分母については、国際統一基準ではその他有価証券は時価ベースでリスク資産に算入するが、国内基準ではその他有価証券の銘柄ごとに含み益が生じている場合はその相当額をリスク資産算定時のエクスポージャー額から控除することが可能となっている。

第二の柱では、第一の柱では計測対象となっていない、与信が一定の取引先に集中することで生じるリスク、銀行勘定の金利リスク、風評リスク、戦略リスクなどを扱うこととなっている。この目的は、銀行がこれらのリスクに関する管理体勢を構築するのを促すとともに、監督当局が検証を行って早期に改善措置を要請することにある。

日本において第二の柱に対応するものが、「主要行等向けの総合的な監督指針」と「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」において規定されている。具体的には、監督上の着眼点を示した上で金融機関による統合的なリスク管理に向けた取り組みを促し、ヒアリングなどを通じて統合的なリスク管理体勢を検証し、個々のリスクについて早期警戒ラインを設定するという三段階の監督の実施を行うとなっている。

上記の「主要行等向けの総合的な監督指針」では、銀行勘定で保有する国債などの金利リスク量が基本的項目(Tier 1)と補完的項目(Tier 2)の合計額の20%を超える銀行の自己資本の適正性を監督当局が特に注意するとされている。「注意する」とは、直ちに自己資本の賦課を求めるということではなく、ヒアリングなどを実施することで適切なリスク管理を促すというものである。

第三の柱は、情報開示の充実を通じて市場規律 の実効性を高め、金融機関の自己管理をより強固 なものとするのが目的である。具体的には、銀行 持株会社を頂点としたグループ連結ベース、銀行 連結ベース、銀行単体ベースで自己資本比率を算 定するよう求め、各ベースでの年度、中間期、四 半期の開示事項が定められている。開示内容とし ては、自己資本比率とその内訳、各リスク量とそ の計算手法である。

バーゼルⅡを概観してきたが、自己資本比率規制に関連したものとして早期是正措置制度もある。日本では、1998年4月以降、自己資本比率の充実状況に係る区分に基づいて是正措置を発動する早期是正措置制度が施行されており、バーゼルⅡが導入されても変更はされていない。

早期是正措置の発動基準となる自己資本比率の 算定に用いる財務諸表については、企業会計原則 等に基づき、適正性を外部監査で検証されたもの であることとしている。また、基準となる自己資 本比率は、連結ベース、単体ベース、及び当該銀 行を子会社としている銀行持株会社ベースで算定 し、いずれかの充実状況に係る区分に該当した場 合に早期是正措置が発動される。

以上のように、銀行規制において自己資本比率 は重要な指標と位置付けられていることから、自 己資本比率規制が銀行の行動に与える影響が大き いことは言うまでもない。と同時に、経済の状況 が自己資本比率の変動に影響を与えることにも注 意が必要である。これに関連して、対処が必要な 問題がプロシクリカリティである。次に、この問 題についてどのような対策がなされているのかを 見ることとする。

3.3. プロシクリカリティへの対応

自己資本比率規制は、本質的にプロシクリカリティを有している¹⁸。これは、景気後退局面で貸倒損失が発生することで自己資本比率の分子が減少するため、貸付を行う能力を損なうと同時に、分母のリスク・ウェイトには景気後退時に増加する信用リスクの様々な要因が組み込まれていることから分母が増加するということになり、一定量の貸付に対して必要な自己資本が増加するということになるということを意味している。

そこで、先述したバーゼルⅡの第二の柱と第三の柱では、このようなプロシクリカリティを抑制 しようとしている。つまり、自己資本比率の数値 基準のみを定めている第一の柱で含まれていない

¹⁸ Rochet (2008), pp.97-98.

情報を第二の柱と第三の柱で汲み取り、規制・監督の判断材料として用いようとしている。

また、規制・監督や政策については、経済状況に応じて柔軟に対応する必要があると考えられる。サブプライム・ローン問題に端を発する金融危機の影響を受ける中で誕生した麻生政権において、様々な景気対策や経済対策が実施された。その中で、銀行の自己資本比率規制に関連したものとしては、2008年11月の監督指針及び金融検査マニュアル別冊の改定と自己資本比率規制の一部弾力化、同年12月の改正金融機能強化法の成立が挙げられる。

一つ目の監督指針及び金融検査マニュアル別冊の改定は、中小企業を対象としている。借り手が返済期間の延長や金利の減免といった条件変更を要請した場合に、その債権は不良債権(貸出条件緩和債権)となるが、金融機関が条件の変更により柔軟に対応できるよう改定された¹⁹。具体的には、経営改善計画の期間の延長(正常先に至るまでの期間を3年から5年に延長)や経営計画改善計画の期間の柔軟化(順調に進捗している計画についてはより長期でも許容)などで、中小企業の資金繰りや経営の改善を目的としている。

二つ目の自己資本比率規制の一部弾力化は、金融危機の影響を受けて自己資本比率が急激に変動するのを抑制するために、時限措置(2008年12月末決算から2012年3月末決算まで)として、企業会計上ではなく監督上の取り扱いを変更するということである²⁰。

国内基準においては、会計上の「その他有価証券」の評価益が自己資本に算入されない一方で評価損の約60%(税効果勘案のため)が基本的項目(Tier 1)から控除されるという扱いとなっているが、評価損に関しても自己資本に反映しないこととしている。また、国際統一基準においては、評価益の45%を補完的項目(Tier 2)に算入する一方で評価損の約60%が基本的項目から控除されるという扱いとなっているが、リスク・ウェイトが0%の国債等については評価益・評価損とも自己資本に反映しないこととし、株式・社債等については変更なしとしている²¹。

三つ目の改正金融機能強化法は、2004年8月か

ら2008年3月までの時限立法であった金融機能強化法の期限を延長した上で、国による資本参加の要件の見直しを行ったものである。この目的について、当時の中川財務・金融担当相は、日本の金融機関は欧米の金融機関より健全であるにもかかわらずリスクテイクよりリスク管理に重点を置く傾向が強く、国が資本参加することで貸出余力を拡大させて中小企業や地域経済の活力を高めることであると述べている²²。また、資本参加する際に申請金融機関の財務内容をチェックするため注入行は健全であると証明されたことになるとしている。

以上のように、金融危機による悪影響を抑制して健全性を確保するためには、規制や監督を柔軟に変更する必要があると同時に、政策的な対応を行う必要もあると考えられる。ここで注意が必要なのは、一連の対応は、公正価値会計の否定というような会計上での議論ではなく、規制・監督や政策という部分で行われたことである。

4. おわりに

本稿では、サブプライム・ローン問題を発端と した金融危機の中でなされた公正価値会計に対す る批判について、銀行に焦点を当てて検討した。

銀行の機能において重要であり、ディスクロージャーと関わりがあるのは、リスク管理である。 銀行は金融システムの根幹をなすことから、銀行 経営の健全性を確保しなければならないのは言う までもない。リスク情報の開示は、健全性の確保 という点で必要であるとともに、ファイナンス型 会計理論におけるディスクロージャーの対象であ る。したがって、リスクを伴う金融商品にとっ て、ファイナンス型会計理論における評価基準で ある公正価値が妥当性と重要性を有するのであ る

今回の金融危機の中でなされたのは、公正価値 会計そのものに対する批判であるが、対峙する概 念である取得原価会計に回帰するというのは、上

¹⁹ 金融庁 (2008), 6-9頁。

²⁰ 同上, 12頁。

²¹ 国債などの評価損益を自己資本に反映させるか否かは 選択が可能であるが、選択した場合は期限まで再度変更 できないとしている。

²² 中川 (2009), 10頁。なお, 政策に対する評価は本稿 の主旨から外れるが, 一人の大臣が財務と金融を担当し たことは, 100年に一度とも評された金融危機に対応す るために財政政策と金融政策の関係を重視したというこ とで, 意義深いと考えられる。

の議論から誤りであることは明らかである。問題は、公正価値の測定の正確性や信用性をどのように確保するかということと銀行の規制・監督や政策上でどのように対応するかというところにある。

前者に関しては、主観価値としての公正価値 (現在価値)で評価する場合に問題となるが、評価方法の整備・充実及び評価に係る仮定の開示を 促すことに解決の糸口があると考えられる。後者 に関しては、客観価値としての公正価値(市場価値)で評価する場合に金融危機の影響を受けやす くなることから、健全性の確保と規制・監督や政策上の柔軟性のバランスを考慮する必要があると いうことである。

本稿では、公正価値会計と自己資本比率規制に 関して俯瞰的に見ることを目的としていたため、 詳細な議論は割愛した。例えば、公正価値会計の 測定に関する問題や自己資本比率規制と財務会計 の関係をどのように考えるのかという問題などに 関しては、稿を改めて考察することとする。

【参考文献】

- Basel Committee on Banking Supervision (2004), "International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards,"

 Basel Committee Publications No. 107.
- Dewatripont, M. and J. Tirole (1994), The Prudential Regulation of Banks. The MIT Press. (北村行伸・渡辺努訳, 『銀行規制の新潮流』東洋経済新報社, 1998。)
- Freixas, X. and J. C. Rochet (1997), *Microeconomics of Banking*, The MIT Press.

- Laux, C. and C. Leuz (2009), "The crisis of fair-value accounting: Making sense of the recent debate," *Accounting, Organizations and Society* No. 34, pp.826-834.
- Rochet, J. C. (2008), "Procyclicality of financial systems: is there a need to modify current accounting and regulatory rules?", *Financial Stability Review* No.12, pp.95-99.
- 銀行経理問題研究会(2008), 『銀行経理の実務(第 7版)』金融財政事情研究会。
- 金融庁(2008), 『アクセス FSA』 第72号。
- 古賀智敏(2003),『ファイナンス型会計理論の探究―金融商品・デリバティブを中心とする会計のあり方』中央経済社。
- 古賀智敏(2009),「金融危機と公正価値会計のゆくえ一新たな財務報告の構築に向けて」『企業会計』第61巻第3号,4-10頁。
- 古賀智敏(2009),「産業構造と公正価値会計の展開」(古賀智敏編著『財務会計のイノベーション―公正価値・無形資産・会計の国際化による知の創造―』中央経済社,第1章所収)。
- 武田隆二(2001), 「会計学認識の基点」『企業会計』第53号第1号, 4-10頁。
- 武田隆二(2007),「「産業構造の変化」に伴う「会計のあり方」―新会社法と会計のあり方(その二)―」『会計』第171卷第2号,139-152頁。
- 武田隆二(2008), 『会計学一般教程(第7版)』中 央経済社。
- 中川昭一(2009),「金融機能強化法による資本受 入行は健全金融機関の証し」『金融財政事情』 第2818号, 10-11頁。